

# 第2期津別町子ども・子育て支援事業計画

計画期間 令和2年度～令和6年度



津 別 町

## 第2期津別町子ども・子育て支援事業計画策定にあたって



本町は、平成17年度から「次世代育成支援行動計画」により、子育て支援を推進してきたところですが、平成22年策定の「津別町第5次総合計画」においては、認定こども園、子育て支援センターの建設を計画して、国の新しい子ども子育て支援制度に併せ、平成27年に開園いたしました。

令和2年策定の「津別町第6次総合計画」では、「教育・子育て」は、基本政策分野の一つとして重視する内容には、若者・子育て世代に必要な「働く環境」「子育て環境」をこれまで以上に充実させていくこととしているところです。

「第1期津別町子ども・子育て支援事業計画」は、認定こども園の開園により、就学前の教育・保育の充実と、小中学校と連携した教育を進めて参りました。

今般策定の「第2期津別町子ども・子育て支援事業計画」では、人口減少に向かう中、子育て支援事業の見込みと確保について把握していくとともに、児童の放課後の過ごし方や子育ての相談支援、また拠点整備として、地域ネットワークの構築を進め、本計画に基づく施策を図ることで、子育て支援の更なる充実と安心して子育てができる環境を整えることとしています。

本計画の推進にあたりましては、町民の皆さんと一体となり取り組むことが不可欠であり、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、子ども子育て会議の皆様を始め、策定に係るアンケート調査などで貴重なご意見、ご提言をいただきました関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

津別町長 佐藤 多一

# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨

1	子ども・子育て支援事業計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の法的根拠と位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の対象	3
5	計画の策定体制	3

## 第2章 津別町の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

1	人口・世帯等の状況	4
2	認定こども園の状況	7
3	小学校・中学校の状況	8
4	子ども・子育て支援に関する各種事業の状況	9
5	母子保健事業の状況	10

## 第3章 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価

1	子ども・子育て支援事業計画の評価	12
---	------------------	----

## 第4章 事業計画

1	教育・保育提供区域の設定	16
2	教育・保育の量の見込みと提供体制の確保及び実施時期	17
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保内容・方策	18
4	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	24
5	子どもに関する専門的な支援の充実	26

## 第5章 計画の基本目標と行動計画

	計画体系及び基本施策	28
--	------------	----

## 第6章 計画の進行管理

1	施策の実施状況の確認	33
---	------------	----

# 第1章 計画策定の趣旨

---

## 1 子ども・子育て支援事業計画策定の背景と趣旨

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、子ども・子育ての新たな局面を迎えています。こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

その中でも、待機児童の解消は待ったなしの課題であり、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和3年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

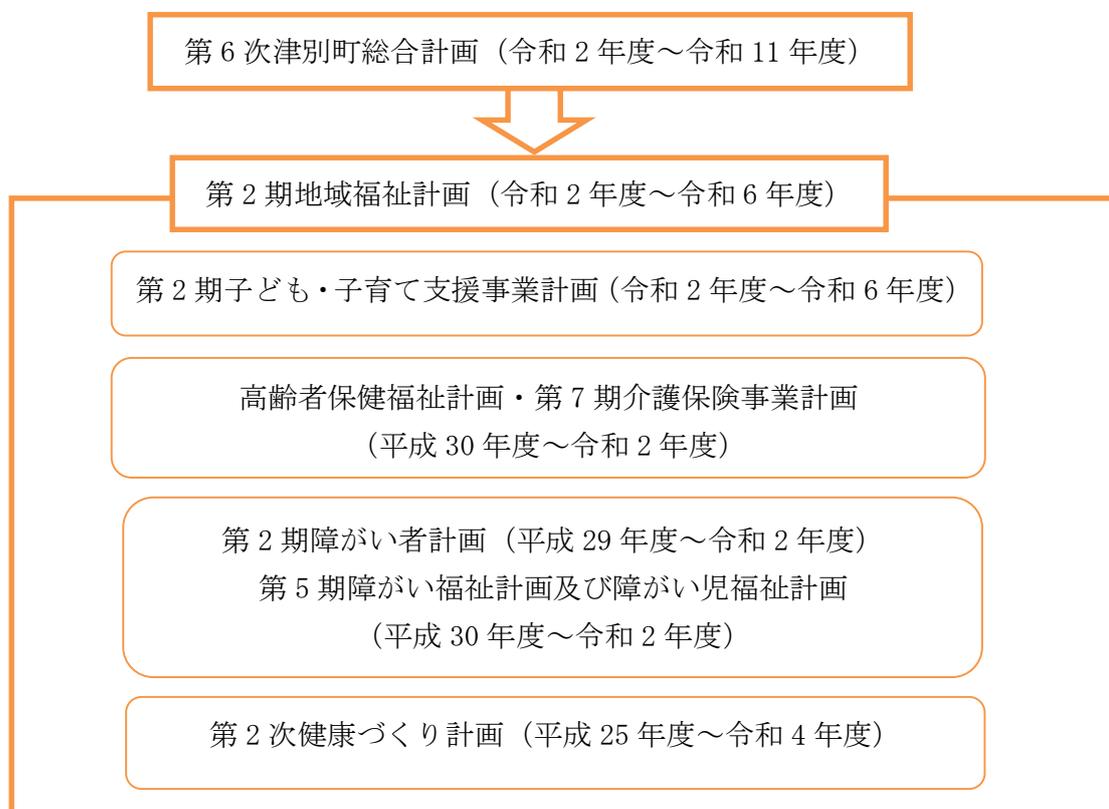
また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

町では、平成27年度から新たな計画として、「津別町子ども・子育て支援事業計画」を推進し、子どもが健やかに成長できることや、子育てをする方の様々な悩みや不安を少しでも取り除くことを目指して、魅力あるまちづくりを進めてきました。

この度、「津別町子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「第2期津別町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないよう、切れ目のない支援による子育て・子育て環境の充実を目指していきます。

## 2 計画の法的根拠と位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく子どもの貧困対策についての計画(市町村計画)と位置付け、一体的な計画とし、すべての子ども自身の育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、地域住民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。また、子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等、あらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。そのため、「第6次津別町総合計画」をはじめ、関連する各種計画との整合、連携を図ります。

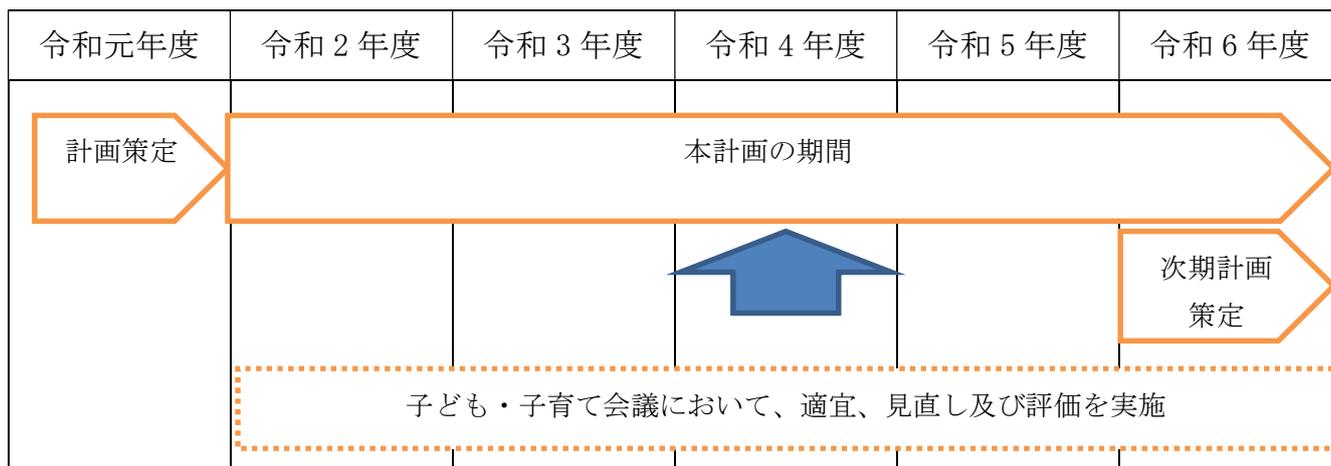


## 3 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」の第61条の規定に基づき、5年を一期として策定することとされており、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画の施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

なお、計画の最終年度である令和6年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し及び評価を行い、新たに次期5年間の計画を推進します。



#### 4 計画の対象

本計画の支援の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのおおむね18歳までの子供とその家族とします。また、子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体など地域社会を構成する全ての人も対象とします。

#### 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法の規定により市町村の合議制機関として設置が努力義務化している「地方版子ども・子育て会議」として子育て中の保護者や教育・保育施設等の関係者・地域父母の委員等で構成する「津別町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

また、令和元年7月1日から7月19日にかけて、就学前児童保護者、就学児童保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

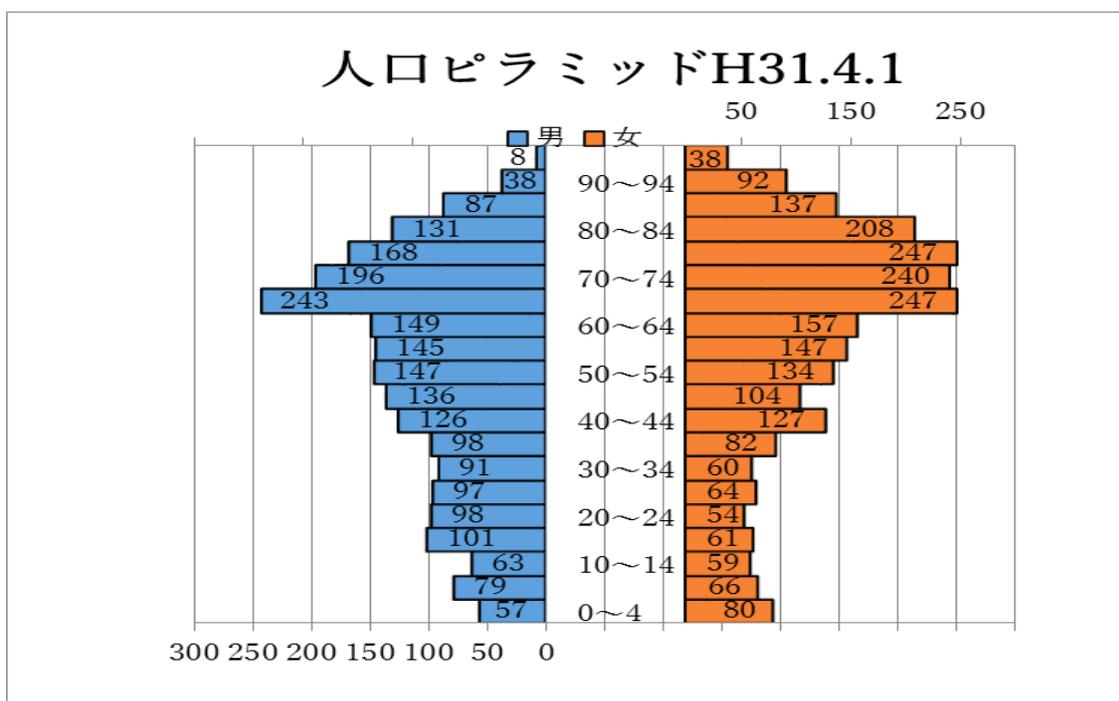
その結果につきましては、付属資料としております。

## 第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く状況

### 1 人口・世帯等の状況

#### (1) 人口ピラミッド（性別・5歳区分別人口）

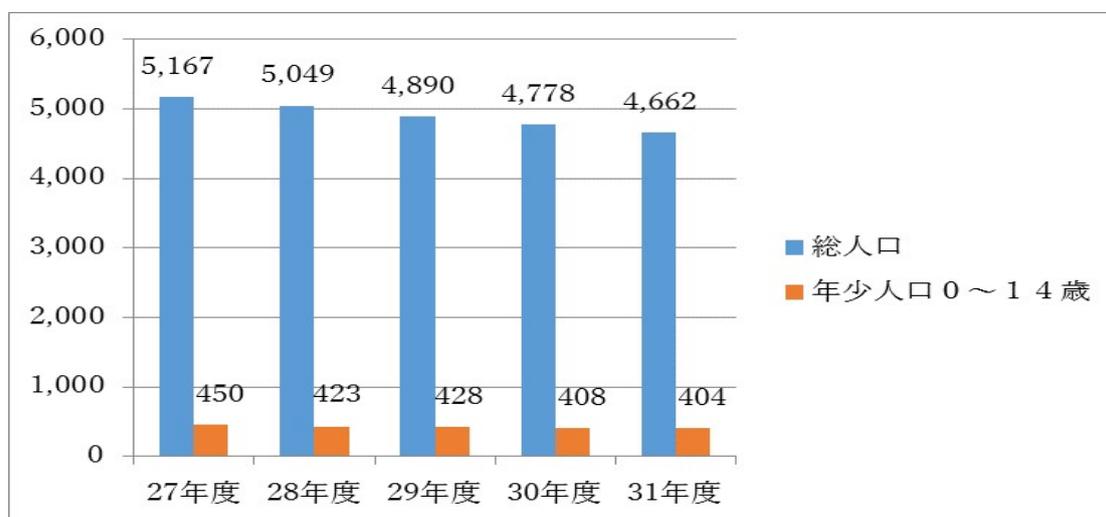
本町の性別・5歳区分別の人口構成は、男は「65歳から79歳」女は「65歳から84歳」の人口が多く、子ども、若年層の人口が少なくなっています。



出典：住民基本台帳（4月1日現在）

#### (2) 総人口及び年少人口(0歳から14歳の推移)

本町の総人口は年々減少しています。また、0歳から14歳の年少人口についても同様に年々減少しています。



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 世帯数の推移

本町の世帯数の状況は、過去5年で平成28年より急激に減少しています。

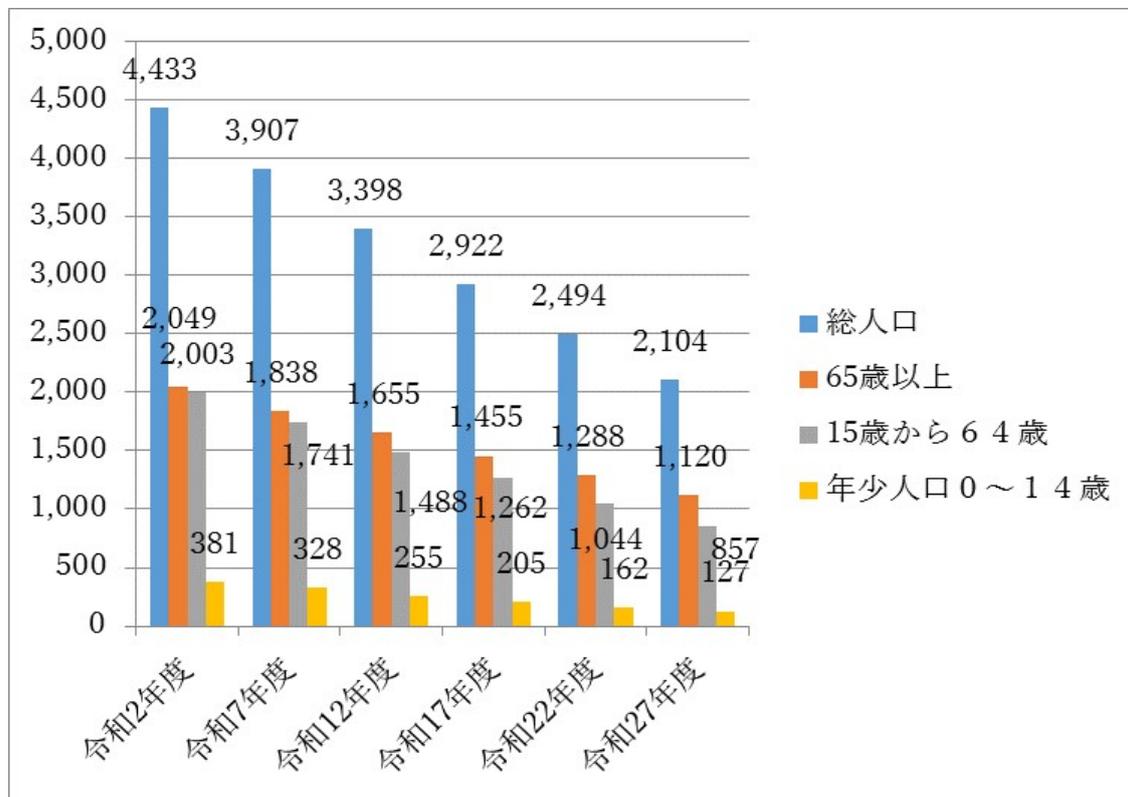


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4) 今後の人口推計（総人口及び年齢別人口）

本町の総人口は今後減少していくことが推計されており、いずれの世代でも緩やかに減少していくことが推計されています。

年齢別人口推計



出典：国立人口問題研究所（平成30年3月推計）

(5) 人口動態の推移

本町の出生数から死亡数を差し引いた自然増減数は、65人から54人の間で減少しており、転入数から転出数を差し引いた社会増減数は、直近5年間で見ると73人から76人の間で減少しています。

また、人口増減数は、直近5年間でみると毎年およそ138人から130人の間で減少しています。

人口動態の推移

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
自然動態	出生数(人)	25	26	24	26	23
	死亡数(人)	90	84	107	86	77
	自然増減数(人)	-65	-58	-83	-60	-54
社会動態	転入数(人)	161	160	158	139	155
	転出数(人)	234	222	204	219	231
	社会増減数(人)	-73	-62	-46	-80	-76
人口増減数(人)		-138	-120	-129	-140	-130

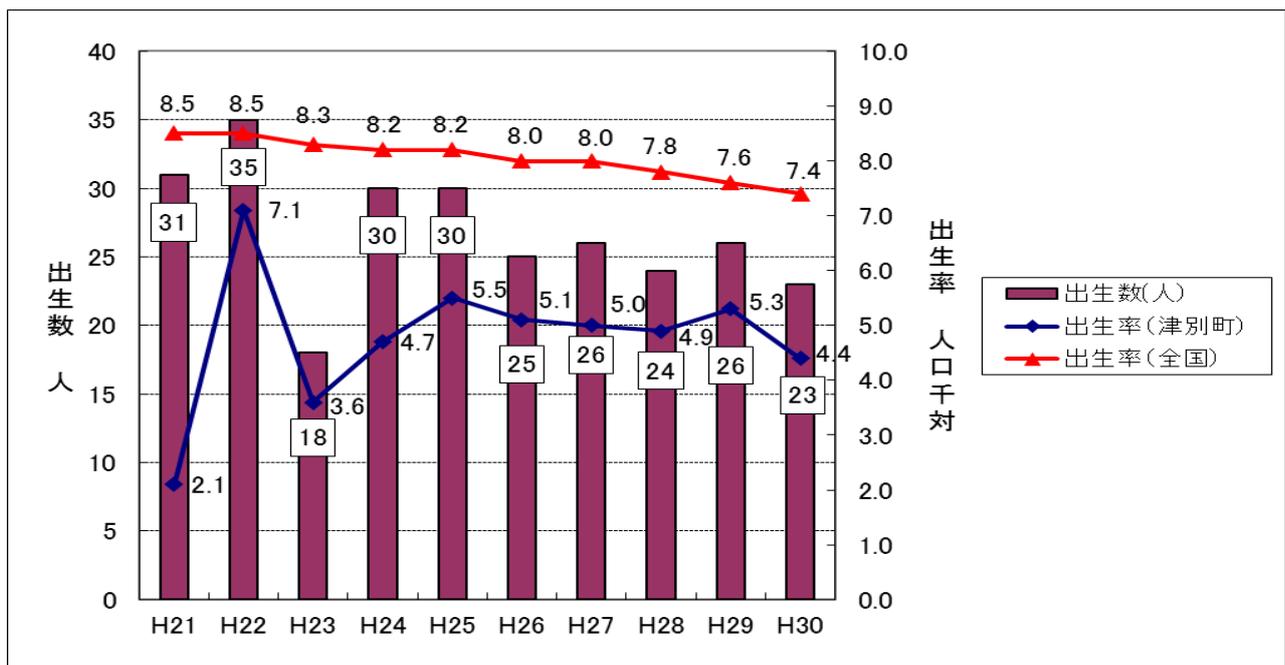
出典：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

(6) 出生数の動向

出生数は、上下はありますが30人前後で推移しています。出生率は全国平均を下回っています。

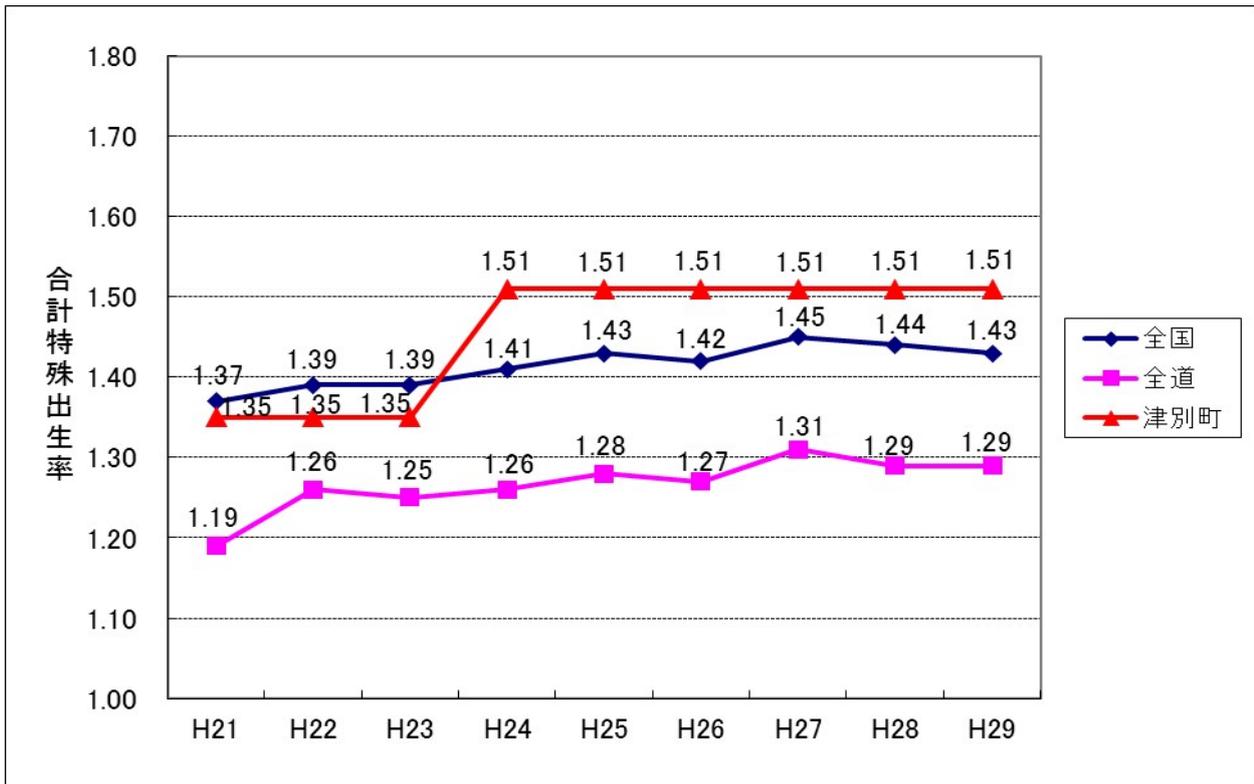
合計特殊出生率は、平成23年までは全国平均を下回っていましたが、平成24年からは全国平均を上回っています。

1年間の出生数と出生率



出典：オホーツク年報

## 合計特殊出生率の推移



※出生率 その年の出生数を総人口で割ったもの

出典：オホーツク年報

※合計特殊出生率 一人の女性が一生に産む子どもの平均数

### (7) 婚姻の状況

津別町で受理され、住民票のあるもの

婚姻の状況は、この5年間で10件から11件で推移しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
婚姻数(件)	10	13	12	9	11

出典：保健福祉課

## 2 認定こども園の状況

### (1) 1号認定の状況

入園数は、34人から22人で推移しています。

単位：人

認定こども園	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1号認定	34	28	26	28	22

出典：学校基本調査（各年度5月1日現在）

(2) 2号、3号認定の状況

入所者数は、73人から85人で推移しています。

各年4月1日現在の保育所在籍数

単位：人

認定こども園	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	3歳未満	3歳以上	計	3歳未満	3歳以上	計									
2号、3号認定	25	48	73	28	61	89	24	58	82	22	65	87	25	60	85

出典：保健福祉課

3 小学校・中学校の状況

(1) 小学校・中学校の状況

本町には小学校が1校、中学校が1校あり、令和元年度の小学校児童数は162人、中学校生徒数は77人となっています。

【小学校・中学校の児童・生徒数の推移】

津別小学校		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校数		1	1	1	1	1
児童数	1年生(人)	25	35	36	17	32
	2年生(人)	20	27	37	37	15
	3年生(人)	30	19	28	33	35
	4年生(人)	14	29	19	26	35
	5年生(人)	36	16	29	19	25
	6年生(人)	30	37	15	29	20
	計	155	163	164	161	162
教職員数(人)		18	18	19	20	21
教員一人あたりの児童数		8.6	9.0	8.6	8.0	7.7

津別中学校		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
中学校数		1	1	1	1	1
生徒数	1年生(人)	35	29	35	14	29
	2年生(人)	30	33	29	35	14
	3年生(人)	48	28	33	28	34
	計	113	90	97	77	77
教職員数(人)		16	15	15	13	14
教員一人あたりの児童数		7.0	6.0	6.4	5.9	5.5

出典：学校基本調査（各年度5月1日現在）

#### 4 子ども・子育て支援に関する各種事業の状況

##### (1) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童(小学1年生～6年生)に対し、授業の終了後等に児童館を利用して適切な生活及び遊びの場を与えて、児童の健全育成を図っています。

##### 【放課後児童クラブの概要（平成31年4月1日現在）】

	開設場所	開設時間		
		平日	土曜日	長期休暇中
児童クラブ	児童館	下校後～19:00	7:30～19:00	7:30～19:00

※休業日：日曜日、祝日、年末年始、その他(悪天候、感染症等による学級・学校閉鎖)

##### 【放課後児童クラブの登録児童数（平成31年4月1日現在）】

	登録児童数(人)						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
児童クラブ	20	8	21	13	8	2	72

##### 【放課後児童クラブの利用状況の推移】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間開催日数(日)	762	294	293	295	292
登録数(人)	64	49	55	58	60

※平成26年度は、津別、活汲、本岐の小学校統合前数値

##### (2) 放課後児童クラブの活動状況

主に土曜日を利用した児童館フェスタ・バス遠足・炊事体験等を展開し交流を図っています。日々の活動では、クラブ活動の前段に学校の宿題サポートを実施し、クラブ行事や自由遊びを取り入れながら、安全で健やかな活動ができる場所として実施しています。

##### (3) 放課後子ども教室の活動

津別町にある豊富なフィールドを活用し、放課後や週末を利用して子供たちの居場所・体験学習・異年齢交流づくりの場「アソビバ!つべつ」を提供しているところです。

##### 【放課後子ども教室の利用状況の推移】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録数(人)	80	79	87	89
事業数(回)	37	34	33	31
延参加人数(人)	715	771	723	959

(4) 子ども・子育て支援に関する各種事業

子ども・子育てに関する事業として、次の事業を実施しています。

【育児学級の概要（平成31年4月1日現在）】

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て講座の開催・・・子どもの発育や発達、親子関係などの基本的なことを学ぶ場の提供</li> <li>・親子遊び・・・親子で保育士が設定する遊びに参加し、遊び方や遊びの体験をする</li> <li>・子育て相談・・・子育てに関する悩みを相談する場の提供</li> <li>・週1回（火曜日）実施</li> </ul>	

【育児学級の利用状況の推移】

事業名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
育児学級	開催回数	37	8	12	14	10
	参加親子組数(延)	449	43	59	72	32
	参加親子組数(実数)	47	15	21	21	9
	1回当たり参加組数	11.4	5.3	4.9	5.1	3.2

※平成26年度は、わんぱくキッズの利用状況

出典：保健福祉課

5 母子保健事業の状況

(1) 母子保健事業の概要（平成31年4月1日現在）

母子健康手帳交付	母子保健法に定める市町村が交付する手帳のことで、妊娠中の健康状況や出産時の記録、成長の様子、予防接種実施状況を記録します。
妊婦健康診査	妊娠期間中に必要な健診を受ける時の助成をするものです。1人当たり、14回の健診および6回の超音波検査が対象となります。医療機関に委託して実施しています。
乳児健康診査	3～4か月、9～10か月、12～13か月児を対象に集団で実施しています。
1歳6か月児健康診査	それぞれの該当年齢に応じ、運動機能、精神発達、視聴覚等の状況を把握し、必要に応じて各種相談や受診につなぐ他、栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図ることを目的としています。
2歳児健康診査	
3歳児健康診査	
乳児全戸訪問事業 (新生児訪問)	新生児のいるすべての家庭に保健師が訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行います。また平成25年度からは生後2か月までに2回目の訪問を行っています。
養育者支援訪問事業	様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を保健師が訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図っていきます。

出典：保健福祉課

(2) 母子保健事業の利用状況の推移

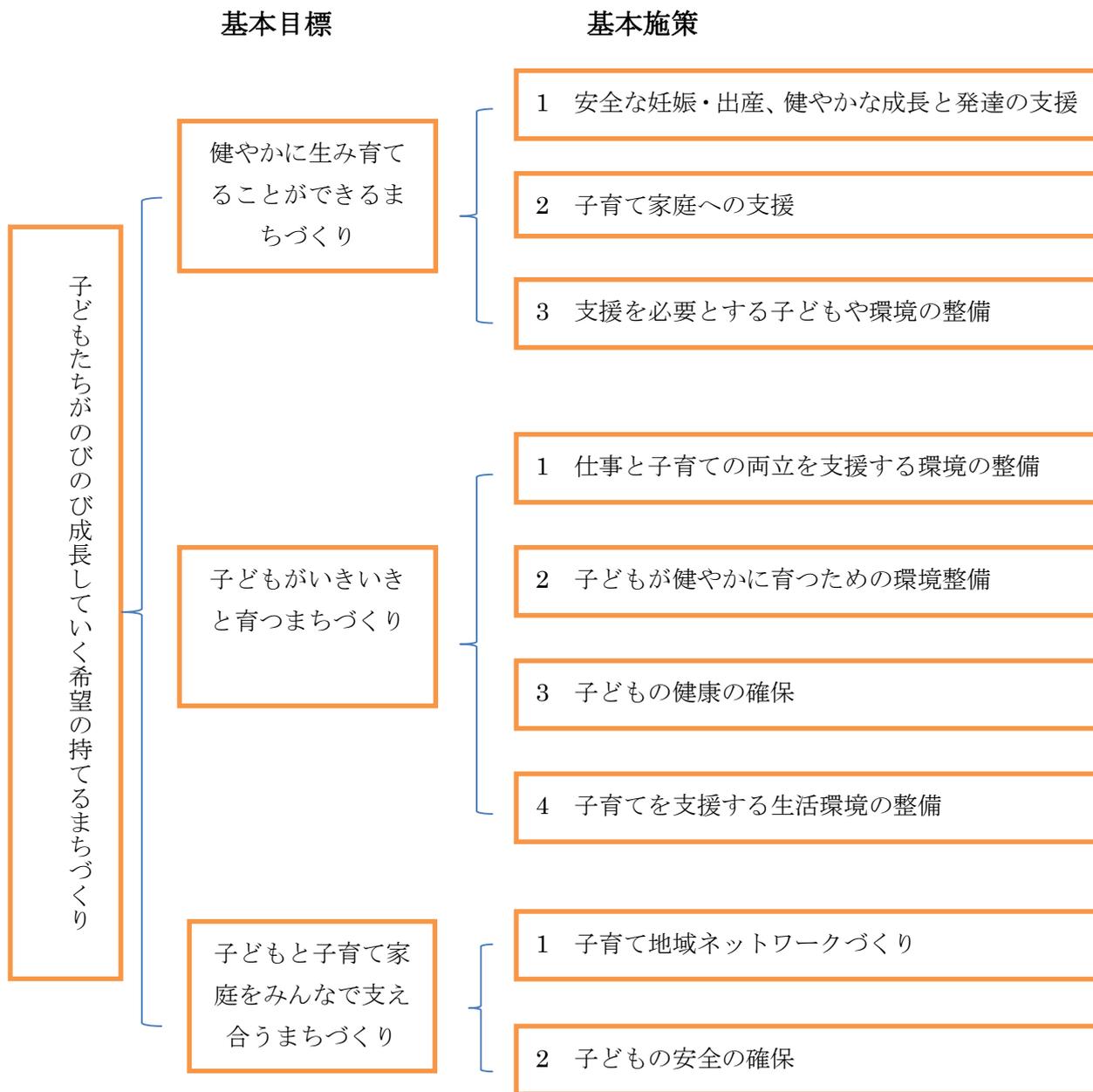
事業名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
母子健康手帳	届出数(件)	24	30	20	21	25
妊婦健康診査	受診者数(人)	38	41	36	39	41
	延受診件数(件)	300	316	245	276	313
乳児健康診査	対象者数(人)	82	89	82	75	64
	受診者数(人)	81	84	77	74	63
	受診率(%)	98.7	94.3	93.9	98.6	98.4
1歳6か月児健康診査	対象者数(人)	29	28	32	30	22
	受診者数(人)	29	28	31	30	22
	受診率(%)	100.0	100.0	96.9	100.0	100.0
2歳児健康診査	対象者数(人)	34	29	35	25	28
	受診者数(人)	34	27	34	25	28
	受診率(%)	100.0	93.1	97.0	100.0	100.0
3歳児健康診査	対象者数(人)	18	37	29	34	31
	受診者数(人)	18	37	29	33	31
	受診率(%)	100.0	100.0	100.0	97.0	100.0
乳児全戸訪問事業	対象者数(人)	24	23	23	24	24
	利用人数(人)	24	23	23	24	24
養育者支援訪問事業	利用実人数(人)	5	8	6	11	10

出典：保健福祉課

乳児健診においては、年3回実施しています。

# 第3章 第1期子ども・子育て支援事業計画 の評価（計画平成27年度から令和元年度）

## 計画体系及び基本施策



### 1 子ども・子育て支援事業計画の評価

この5年間において、以下の事業については概ね実施しております。これらの事業については、第2期子ども・子育て支援事業計画においても引き続き実施する必要があります。

## 基本目標1 健やかに生み育てることのできるまちづくり

### 基本施策1. 安全な妊娠・出産、健やかな発達への支援

母子手帳の交付	健康推進係
訪問指導	健康推進係
保健相談・栄養相談	健康推進係
妊婦健康診査助成	健康推進係
プレママ交流会	健康推進係
乳児健診	健康推進係
1歳6か月児健診	健康推進係
2歳児検診	健康推進係
3歳児健診	健康推進係
5歳児相談	健康推進係
離乳食教室	健康推進係
子ども歯科検診・フッ素塗布	健康推進係
予防接種	健康推進係
赤ちゃん訪問事業	健康推進係

### 基本施策2. 子育て家庭への支援

育児教室	健康推進係
子育て支援センターの設置	福祉係
認定こども園の設置	福祉係
要保護・準要保護児童生徒の就学補助	学校教育係
出産一時金支給	国保係
乳幼児医療費助成事業	国保係
児童手当扶助、児童扶養手当扶助、 特別児童扶養手当扶助	福祉係
乳幼児養育手当	福祉係
心身障がい児・特定疾患・腎機能障がい者交通費助成	福祉係
重度障がい児日常生活用具給付	福祉係
身体障がい児補装具給付	福祉係
重度身体障がい児無料タクシー券交付	福祉係
子育て支援講座	福祉係
一時預かり事業	福祉係
奨学金支給事業	学校教育係

### 基本施策3. 支援を必要とする子どもや家庭への取り組みの推進

移動総合相談	健康推進係
発達支援事業	健康推進係
要保護児童地域対策協議会	福祉係
養育支援訪問事業	健康推進係
特別支援教室	学校教育係
居場所相談（不登校、自殺企図など）	福祉、健康推進、学校教育係

## 基本目標2 子どもがいきいきと育つまちづくり

### 基本施策1. 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

育児・介護休業制度の普及・啓発	福祉係
児童館事業	社会教育係
放課後児童クラブ	社会教育係
放課後子ども教室	社会教育係

#### 課題

育児・介護休業制度の普及・啓発については、ポスターやパンフレットの取組みはあるものの、具体的な町独自の施策について、どのように進めていくか検討が必要です。

### 基本施策2. 子どもが健やかに育つための環境の整備

児童遊園地管理事業	福祉係
子ども会育成連絡協議会	住民活動
子ども劇場・芸術劇場・移動劇場事業	社会教育係
思春期教室	社会教育係
アソビバ！つべつ事業	社会教育係
国内青少年交流事業	社会教育係
青少年海外研修派遣事業	社会教育係
託児ボランティア養成	福祉係
ボランティアサークル「ひまわり」	社会教育係
遊び場・居場所の確保	福祉、社会教育係
世代間交流	福祉、社会教育係
教育相談事業	社会教育係
家庭教育学級	福祉、社会教育係
青少年問題協議会	社会教育係

## 課題

思春期教室、世代間交流については、実施に至っておりません。託児ボランティア養成については、現在民生委員児童委員が担っているが、新たな者の養成については、高齢者の就業が進み、対応について検討が必要です。

### 基本施策3. 子どもの健康の確保

学校開放事業	学校教育係
町民スポーツ大会事業	社会教育係
スポーツ団体育成事業	社会教育係
安全な学校給食の推進	給食センター管理係
食育教育の推進	福祉、社会教育係
性教育・薬物乱用防止教室	健康推進、社会教育係

## 課題

薬物乱用防止については、広報折込チラシ程度の取組みとなっています。具体的な教室の開催についての検討が必要です。

### 基本施策4. 子育てを支援する生活環境の整備

住環境の整備	住宅係
子どもづれでも安心な環境づくり	福祉係
おむつ交換用ベビーシートの設置	福祉係

## 基本目標3 子どもと子育て家庭をみんなで支えあうまちづくり

### 基本施策1. 子育て地域ネットワークづくり

子育て地域ネットワーク	福祉係
コミュニティ・スクール推進事業	学校教育係
社会を明るくする運動	社会教育係
少年補導委員	社会教育係

### 基本施策2. 子どもの安全の確保

交通安全対策	住民環境係
交通安全教室の推進	住民環境係
通学路等の整備・防犯灯の整備	道路河川係

## 第4章 事業計画

### 1 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育の提供区域」とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することになっています。

分類	事業名	事業内容	提供区域
教育・保育	教育・保育施設	認定こども園	町 全 域
	特定地域型保育	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、いずれも2歳児までの少人数で保育する事業	
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業 (延長保育事業)	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の開所時間を越えて、保育時間の延長を行う事業	町 全 域
	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	
	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭等において養育を受けることが一般的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業）	
	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業	
	一時預かり事業	保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的な負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等で子どもを一時的に預かる事業	
	病児・病後児保育事業	児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を提供する事業	
	子育て援助活動支援事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業	

妊婦健康診査事業	赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっているか等を確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師・助産師・保育士・児童委員などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境等の把握を行う事業
養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図る事業
利用者支援事業	子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具其の他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事等に参加に要する費用その他これに類する費用を市町村が全部又は一部を助成する事業
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

## 2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保及び実施時期

計画期間の各年度における教育・保育の量の見込み

就学前の子どもを次の区分により町が認定し、認定証の交付後、保護者は希望の施設と契約し施設を利用します。

認定区分	認定要件	受入施設
1号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定以外の幼児	認定こども園
2号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である幼児	
3号	満3歳未満の子どもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭のいて必要な保育を受けることが困難である乳幼児	

教育・保育施設の量の見込量

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定						
目標事業量	見込量	27	25	25	25	25
	確保の内容	27	27	27	27	27
	差	0	-2	-2	-2	-2
2号認定						
目標事業量	見込量	54	50	54	52	52
	確保の内容	54	54	54	54	54
	差	0	-4	1	-2	-2
3号認定						
目標事業量	見込量	31	30	30	30	30
	確保の内容	31	31	31	31	31
	差	0	-1	-1	-1	-1
合 計						
目標事業量	見込量	112	105	109	107	107
	確保の内容	112	112	112	112	112
	差	0	-7	-3	-5	-5

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保内容・方策

計画期間の各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込及び実施時期

●延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認定こども園で通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【現状】

現在は、朝7時30分、夕方17:00から19:00の間で行っています。 単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(年、延)		150	150	150	150	150
確保策	実施箇所数	1	1	1	1	1
	利用可能数	150	150	150	150	150
不足数		0	0	0	0	0

【今後の方向性】

登録を行えば7:30から18:30までの11時間保育となりますので、この時間帯で対応可能と考えます。それでも不足する場合は、18:30から19:00までの対応をしています。

●放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施しています。

【現状】

現在は72名の登録で実施しています。

単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み1年生		15	15	15	15	15
" 2年生		16	15	15	15	15
" 3年生		7	16	15	15	15
" 4年生		17	7	16	15	13
" 5年生		15	15	7	13	12
" 6年生		10	12	12	7	10
計		80	80	80	80	80
確保策	実施箇所数	1	1	1	1	1
	利用可能数	80	80	80	80	80
不足数		0	0	0	0	0

【今後の方向性】

引続き、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供するとともに、障がい児等の受入れを実施していきます。

●子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)と夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)があります。

【現状】

本町には施設はありません。

【今後の方向性】

利用意向調査では利用ニーズもありましたが、ニーズがあれば近隣市町村の施設と委託契約等により実施することを想定しています。

●一時預かり事業

【事業概要】

普段、保育所の利用がない世帯の保護者が病気やケガなどにより、一時的に保育を必要とする場合や保護者の要請に応じて教育時間の終了後に引き続き預かる事業です。

**【現状】**

現状、認定こども園において行われております。

・一時預かり（一時保育・在園児以外）

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(年、延)	460	450	450	440	440
確保策	実施箇所数	1	1	1	1
	利用可能数	460	450	450	440
不足数	0	0	0	0	0

・預かり保育（1号認定・在園児）

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(年、延)	260	260	250	250	240
確保策	実施箇所数	1	1	1	1
	利用可能数	260	260	250	250
不足数	0	0	0	0	0

**【今後の方向性】**

ニーズ量は多いと推測されますので、引続き実施して行きたいと考えます。

●病児保育事業

**【事業概要】**

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保育ができない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

**【現状】**

現状、認定こども園において行われております。

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(年、延)	240	240	240	240	240
確保策	実施箇所数	1	1	1	1
	利用可能数	240	240	240	240
不足数	0	0	0	0	0

**【今後の方向性】**

体調不良となった子について受け入れる病児保育事業を引続き実施していきます。

●地域子育て支援拠点事業

**【事業概要】**

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

**【現状】**

現在、子育て支援センターに委託して実施しております。

単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(月、延)		540	500	500	500	500
確保策	実施箇所数	1	1	1	1	1
	利用可能数	540	500	500	500	500
不足数		0	0	0	0	0

**【今後の方向性】**

ニーズ量を推測し、引続き実施して行きたいと考えます。また、新庁舎建設に伴う健康福祉センター機能の中でも対応して行きます。

●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

**【事業概要】**

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員になって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員は概ね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

**【現状】**

本町での実施はありません。

**【今後の方向性】**

利用意向調査では、利用希望もありますので、今後のニーズ量や協力できる人がいるかなどの確認を行い事業実施の検討をしていきたいと考えています。

●妊婦健康診査事業

**【事業概要】**

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

**【現状】**

妊娠届出をした方に対して、妊婦健康診査受診14回、6回の超音波検査を受診できます。

単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）		25	25	25	25	25
確保策	利用可能数	25	25	25	25	25
不足数		0	0	0	0	0

**【今後の方向性】**

妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的とし、母子ともに安心、安全な出産を目指します。

●乳幼児全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

新生児のいるすべての家庭に保健師が訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行います。

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	25	25	25	25	25
確保策   利用可能数	25	25	25	25	25
不足数	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

少子化、核家族化により孤立し、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が不安に陥らないよう安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、全戸訪問を進めていきます。

●養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児、家事援助など)を行う事業です。

【現状】

様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を保健師が訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図っています。

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	10	10	10	10	10
確保策   利用可能数	10	10	10	10	10
不足数	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

相談支援については、職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させていきます。家事、育児援助につきましては、事業計画期間内で、利用ニーズ量や協力したい人がいるかなどの確認を行い事業実施の検討をしていきたいと考えています。

●利用者支援事業

【事業概要】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を利用できるよう、必要な支援を行う。

具体的には次のような業務を行います。

- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する。
- ② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見、共有、地域に必要な社会資源の開発等に努める。
- ③ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図る。

**【現状】**

本町での実施はありません。

**【今後の方向性】**

本町においてのニーズを調べ、事業計画期間内で、事業実施の検討をしていきたいと考えています。現状では既存の体制でも対応可能かと考えています。

●実費徴収に係る補足給付を行う事業

**【事業概要】**

保護者の世帯所得状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業です。

**【現状】**

本町においては、所得状況に関わらず全ての保護者対象に、保育教材費、行事費、給食費の保護者負担分を助成しています。

**【今後の方向性】**

引続き、保育教材費、行事費、給食費の保護者負担分を助成します。

●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

**【事業概要】**

(巡回支援)

特定教育・保育施設等への民間事業の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

(特別支援)

多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な主体による事業実施を促進することが必要であるため、私学助成や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を助成することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る事業です。

### 【現状】

本町での実施はありません。

### 【今後の方向性】

制度内容が未確定のうえ、制度が確定した段階で実施するか検討していきます。

## 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

・幼児期の教育、保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものですが、子どもの最善の利益を考えながら、教育保育の提供と推進、地域の子育て力の向上に向けた支援を実施していきます。

### (1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

平成27年4月からの認定こども園開設により、老朽化していた3か所のへき地保育所を統合し、1か所において就学前の教育、保育を実施し、義務教育につなげる体制が整ったところです。幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れる施設であることをふまえ、児童及び保護者の利便性を図り、今後の利用充実に努めます。

### (2) 保育教諭等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育のめざすところは、本質的には全ての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる保育教諭等の資質向上が不可欠です。こうした観点から、次のような方法を取り入れながら、人材の確保や育成に努めます。

#### ① 研修

本町においては、認定こども園1か所の為、施設内で課題等の共有ができると考えている。職員の資質向上のための支援を行います。

#### ② 特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上

すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

#### ③ 教育・保育に関わる職員の処遇改善

様々な教育・保育の量的確保や質の改善を図ることによって、結果としてその担い手でもある保育教諭等の確保がこれまで以上に切実な課題となると予想され、今後とも国の制度等を活用し、保育教諭の処遇改善に努めます。

### (3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援を実施することが求められています。

そのためには、乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、特に下記の点に留意しながら一体的な教育・保育を提供する必要があると考えます。

- ① 乳幼児期の発達の連続性の理解
- ② 乳幼児期の体験の多様性と関連性の理解
- ③ 障がいのある児童とともに行う活動機会の確保
- ④ 小学校以降の生活や学習基盤の育成

また、在宅の子育て家庭を含めてすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要であり、下記の点に留意が必要であると考えます。

- ① 妊娠・出産期からの切れ目のない地域支援体制の確保
- ② 保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮
- ③ 安全・安心で健全な子育て環境の確保
- ④ 地域活動との結びつき、人材の活用

こうした教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割をふまえ、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していく必要があります。

#### (4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、地域型保育事業は、供給が不足がちな3歳児未満の保育を地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。

この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えます。さらに、地域型保育事業を利用した満3歳未満の子どもが、満3歳以降も認定こども園で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるための配慮も必要となります。

#### (5) 認定こども園と小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と認定こども園の職員が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、認定こども園と小学校との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

## 5 子どもに関する専門的な支援の充実

### (1) 児童虐待防止対策の充実

1. 住民間の距離が近く、生活状況の把握がしやすい身近な相談窓口である民生委員児童委員との日常的な情報交換とともに、相談から総合的な支援への円滑な接続を行うために要保護児童対策協議会を設置しています。
2. 保護者が育児ストレスをため込まない環境づくりに向けて行政間の情報交換を行うとともに、虐待の早期発見・早期対応に向けて、保健福祉課を中心に関係諸機関と連携をとりながら、タイムリーな対応ができる体制の構築について努めます。

### (2) ひとり親家庭(母子家庭、父子家庭)の自立支援の充実

1. ひとり親家庭は、子育て、生計、家事などの役割をひとりで担うため、精神的・身体的負担が大きく、特に母子家庭は生計に維持に苦勞するケースがあります。
2. 厳しい環境であることの多いひとり親家庭への支援は、子どもの健全な成長・発達を支える上で大切になります。

### (3) 障がい及び配慮を要する子どもへの支援

1. 認定こども園、児童クラブでは、必要に応じて職員を加配し、障がい児の教育・保育を支援しています。
2. 発達障がい支援事業として、北海道療育病院に委託し、年2回認定こども園、学校等を巡回し、支援の必要な子どもの支援のあり方のアドバイスをもらっています。
3. 支援を必要とする子については、美幌町の発達支援センターに通所し療育の支援を行っています。

### (4) 仕事と家庭の両立支援

1. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及は子育て支援サービスとともに少子化対策の柱といわれますが、国全体でも、多くの中小企業においても、なかなか浸透していないのが現状です。
2. 今後は、母親の育児負担を軽減するためにも、住民に対するワーク・ライフ・バランスの普及、父親の育児参加を積極的に促す必要があります。
3. 本町では、国全体や北海道で進める雇用環境の整備に関する取り組みを注視しながら、それらと連動した取り組みを検討する必要があります。

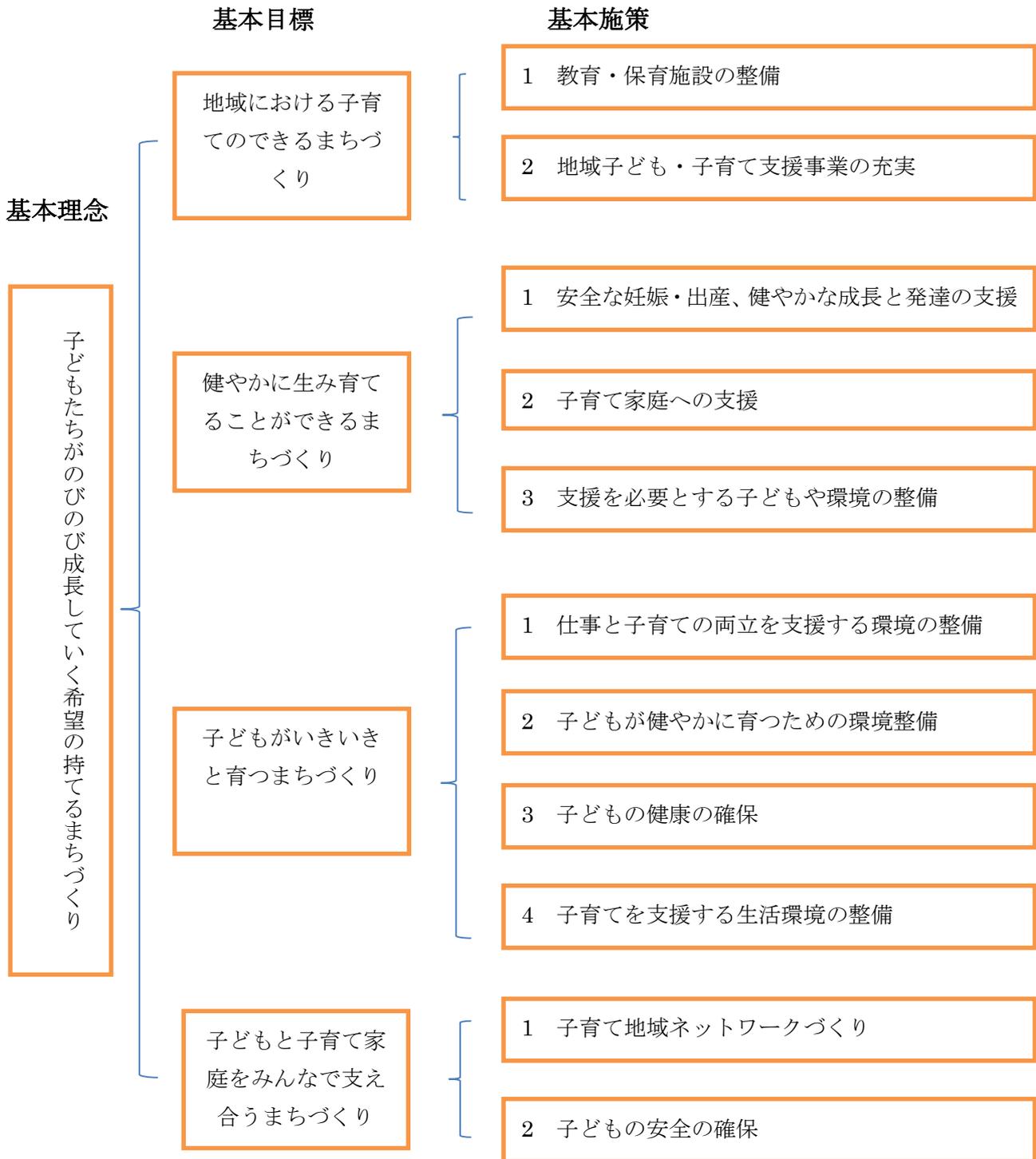
### (5) 子どもの貧困対策の充実

1. 相談体制を充実するとともに、困難を抱える子育て家庭への養育支援や生活支援を推進します。さらに、食育の推進や虫歯予防など、子どもの健康増進を図るとともに、社会的な孤立に陥りがちな困難を抱える子どもに対して、居場所の確保に努めます。

2. 子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターによる、切れ目のない支援を実施するとともに、各地域関係機関とのネットワークを構築し、包括的な連携強化に努めます。

# 第5章 計画の基本目標と行動計画

## 計画体系及び基本施策



## 基本目標1 地域において子育てを支えるまちづくり

### 基本施策1. 教育・保育施設の整備

子育て世代包括支援センター開設 健康推進係

### 基本施策2. 地域子ども・子育て支援事業の充実

延長保育事業 福祉係  
放課後児童健全育成事業 社会教育係  
一時預かり事業 福祉係  
病児保育事業 福祉係  
地域子育て支援拠点事業 福祉係  
妊婦健康診査事業 健康推進係  
乳幼児全戸訪問事業 健康推進係  
養育支援訪問事業 健康推進係  
実費徴収に係る補足給付を行う事業 福祉係

## 基本目標2 健やかに生み育てることのできるまちづくり

### 基本施策1. 安全な妊娠・出産、健やかな発達への支援

母子手帳の交付 健康推進係  
訪問指導 健康推進係  
保健相談・栄養相談 健康推進係  
妊婦健康診査助成 健康推進係  
プレママ交流会 健康推進係  
乳児健診 健康推進係  
1歳6か月児健診 健康推進係  
2歳児検診 健康推進係  
3歳児健診 健康推進係  
5歳児相談 健康推進係  
離乳食教室 健康推進係  
子ども歯科検診・フッ素塗布 健康推進係  
予防接種 健康推進係  
赤ちゃん訪問事業 健康推進係

## 基本施策2. 子育て家庭への支援

育児教室	健康推進係
子育て支援センターの設置	福祉係
認定こども園の設置	福祉係
要保護・準要保護児童生徒の就学補助	学校教育係
出産一時金支給	国保係
乳幼児医療費助成事業	国保係
児童手当扶助、児童扶養手当扶助、 特別児童扶養手当扶助	福祉係
乳幼児養育手当	福祉係
心身障がい児・特定疾患・腎機能障がい者交通費助成	福祉係
重度障がい児日常生活用具給付	福祉係
身体障がい児補装具給付	福祉係
重度身体障がい児無料タクシー券交付	福祉係
子育て支援講座	福祉係
一時預かり事業	福祉係
奨学金支給事業	学校教育係

## 基本施策3. 支援を必要とする子どもや家庭への取り組みの推進

移動総合相談	健康推進担当
発達支援事業	健康推進担当
要保護児童地域対策協議会	福祉係
養育支援訪問事業	健康推進担当
特別支援教室	学校教育担当
居場所相談（不登校、自殺企図など）	福祉、健康推進、学校教育係

## **基本目標3 子どもがいきいきと育つまちづくり**

### 基本施策1. 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

育児・介護休業制度の普及・啓発	福祉係
児童館事業	社会教育係
放課後児童クラブ	社会教育係
放課後子ども教室	社会教育係

## 基本施策2. 子どもが健やかに育つための環境の整備

児童遊園地管理事業	福祉係
子ども会育成連絡協議会	住民活動
子ども劇場・芸術劇場・移動劇場事業	社会教育係
思春期教室	社会教育係
アソビバ!つべつ事業	社会教育係
国内青少年交流事業	社会教育係
青少年海外研修派遣事業	社会教育係
託児ボランティア養成	福祉係
ボランティアサークル「ひまわり」	社会教育係
遊び場・居場所の確保	福祉、社会教育係
世代間交流	福祉、社会教育係
教育相談事業	社会教育係
家庭教育学級	福祉、社会教育係
青少年問題協議会	社会教育係

## 基本施策3. 子どもの健康の確保

学校開放事業	学校教育係
町民スポーツ大会事業	社会教育係
スポーツ団体育成事業	社会教育係
安全な学校給食の推進	給食センター管理係
食育教育の推進	福祉、社会教育係
性教育・薬物乱用防止教室	健康推進、社会教育係

## 基本施策4. 子育てを支援する生活環境の整備

住環境の整備	住宅係
子どもづれでも安心な環境づくり	福祉係
おむつ交換用ベビーシートの設置	福祉係

## **基本目標4 子どもと子育て家庭をみんなで支えあうまちづくり**

### 基本施策1. 子育て地域ネットワークづくり

子育て地域ネットワーク	福祉係
-------------	-----

コミュニティ・スクール推進事業  
社会を明るくする運動  
少年補導委員

学校教育係  
社会教育係  
社会教育係

基本施策2. 子どもの安全の確保

交通安全対策  
交通安全教室の推進  
通学路等の整備・防犯灯の整備

住民環境係  
住民環境係  
道路河川係

# 第6章 計画の進行管理

## 1 施策の実施状況の確認

本計画は、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があるため、関係部局間の連携や調整を行い、全庁的な充実を図ります。

また、計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、点検、評価については「津別町子ども・子育て会議」において、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本として推進します。

